

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		データセンター地域分散化促進税制の創設 (国税 3) (法人税 : 義)
2	要望の内容		<p>電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に定める東京圏（以下「東京圏」という。）を除く地域内のデータセンターに設置するサーバー等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。</p> <p>(1) 対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）</p> <p>(2) 対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画（認定計画）に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置（②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。）</p> <p>(3) 措置内容 取得価額の 30%の特別償却</p>
3	担当部局		総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・データ通信課・高度通信網振興課
4	評価実施時期		平成 24 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		—
6	適用又は延長期間		平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) ○環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 データセンターの分散化や稼働の効率化を通じて省エネ・節電を進めるためのクラウド技術の開発・導入等。</p> <p>■ICT 地域活性化懇談会 提言(平成 23 年 7 月 12 日) ○防災・減災や災害時の対応を念頭に置いた ICT 利活用基盤の整備 ネットワークの冗長性を確保する観点からは、IX (Internet eXchange) 機能やデータセンタの地域分散化を始めとして、衛星インターネットと固定・移動通信ネットワークを組み合わせた網構築、通信途絶時のメッシュ型無線 LAN (Local Area Network) 網による応急復旧等を推進すべきである。このような取組を通じ、災害時等において、必要な人に必要な情報を届けることが可能な運営体制の整備を進めていくべきである。</p>

		<p>■大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 最終とりまとめ(平成 23 年 12 月 27 日)</p> <p>○インターネットのネットワーク構築の在り方</p> <p>回線容量等の増強については通信事業者における取組が進められているところであるが、<u>首都圏に集中したインターネットの相互接続ポイントやデータセンタの地域分散化などの取組も併せて行うことは、ISP にとっては設備投資や事業運営に必要な資金の確保等が困難になることが考えられる。</u>関係事業者における検討・取組を基本として、それらの状況を注視しつつも、現下のインターネットをめぐる環境変化や ISP の置かれている状況等も踏まえながら、国において所要の方策や支援策を検討することが必要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT 政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約 63%から約 50%まで下げる 것을目標とし、本措置の適用期間中に東京圏に立地する割合を約 60%まで下げる 것을を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する割合（サーバールーム床面積）</p> <p>なお、国内データセンターの約 63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想される中、本税制優遇措置は、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に適用し、国内データセンターの地域分散化を促進するものであり、本税制優遇措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターの地域分散により、我が国における情報通信基盤の耐災害性強化及び地域経済の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 25 年度 約 200 者 平成 26 年度 約 200 者</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧 2012 年版」（富士キメラ総研）に掲載のデータセンター事業者は 329 者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は 282 者（約 86%）。また、事業者に対するアンケートの結果によると、約 70%が本措置の適用を受ける見込み。 (282 者 × 70% = 197 者)</p>

	② 減収額	<p>平成 25 年度 12,172 百万円 平成 26 年度 12,546 百万円</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧 2012 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の設備投資見込額を基に、本措置による投資促進効果を加味して算出(平成 25 年度は設備投資見込額 144,645 百万円に特別償却率 30% 及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05% を乗じて算出。また、平成 26 年度は設備投資見込額 149,087 百万円に特別償却率 30% 及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05% を乗じて算出。)。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図るために、本措置により、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与し、国内データセンターの地域分散化を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>国内データセンターの約 63%が東京圏に集中し、今後もその傾向が変わらないとされている現状から、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与する本措置により、国内データセンターの地域分散化を促進し、東京圏に立地する割合を約 60%まで低下させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>東日本大震災以降、情報システムの安全性を確保する観点からデータセンターの需要はますます高まっている一方で、国内データセンターの約 63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想されている。こうした状況のまま、関東で大規模災害が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>首都直下地震等に備え、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されるほか、ICT 利活用の重要な拠点であるデータセンターが地方に分散されることにより、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによる新たな産業の創出につながることが当該地域において期待される。本措置による投資促進効果により、データセンター市場(約 14,000 億円)が 2,800 億円程度拡大すると想定。これにより、120 億円程度(減収見込額と同等)の法人税収増が見込まれる。</p> <p>また、一部の事業者で、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、産業の空洞化を避けることによる経済効果も期待される。</p>

9	相当性	<p>① 税特措置等によるべき妥当性等</p> <p>アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が17%であるのに対し、我が国では法定実効税率が40%弱（復興法人税率10%を含む。）と高くなっています。データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p> <p>なお、限られた事業者を対象とした補助金等の予算措置では、東京圏以外に設備投資を誘導するには不十分である。また、規制により地方立地の義務付け等を行うことは、国内データセンターの国際競争力を低下させ、更なる海外流出を招く恐れが高いことから適切ではない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところ。それ以外では特段、制度改善等の要請はなく、本措置によりインセンティブを付与することによって、積極的な誘致策を行う自治体と一緒にになって事業者の地方への設備投資を後押ししていくこととしている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>多くの自治体がデータセンターの誘致活動を実施しているように、地方においてデータセンターの新規立地及び既存の地方型データセンターの利活用が促進されることは、当該地域において、関連産業の創出、関連産業も含む雇用創出及び将来的な固定資産税の増収等につながるため、データセンターの地域分散は自治体にとってもメリットが期待される。</p> <p>また、地方に立地する場合には、広大な土地にコンテナ型データセンターを並べた拡張可能な運用形態や、冷涼な気候又は再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のデータセンターなど、東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用したデータセンターを構築することができ、地域の活性化にも貢献することができる。</p> <p>さらに、当該地域が進めるICTを活用した新たな街づくりの中で、データセンターを拠点としてクラウドコンピューティング等の導入を促進することにより、データの分散管理や社会インフラの高度化を図ることができ、災害にも強い街づくりを実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—